

沖縄労働局発表

平成 25 年 4 月 17 日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課 長 夏井 智毅

産業安全専門官 喜友名 朝樹

電話:098 (868) 4402

クレーンの安全な使用の徹底を要請

～ 3 月下旬、クレーンの転倒事故が相次いで 2 件発生～

3 月下旬、建設現場でクレーンの転倒事故が 2 件相次いで発生したことを受けて、沖縄労働局(局長 川口秀人)は、クレーンの安全な使用の徹底を業界団体及び発注機関に要請しました。

1 要請先

- (1) 建設業労働災害防止協会沖縄県支部長
- (2) 一般社団法人日本クレーン協会沖縄県支部長
- (3) 内閣府沖縄総合事務局、沖縄県※

※ 公共工事の発注者としての配慮を要請

2 要請内容

- (1) 安全確保に対するトップの明確な姿勢を現場に浸透させること
- (2) 安全装置(過負荷防止装置)等を解除して作業を行わないこと(安全装置のキーは事業者又は元請で管理すること)
- (3) 安全教育を行うこと

〔添付資料〕

要請文

(参考)

1 クレーンの転倒事故

(件)

H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年 (1~3月)
2	1	7	3	0	3	2

2 平成24年以降のクレーンの転倒事故の概要

発生年月	事故の概要
H24.4.	仮設校舎解体現場で、移動式クレーン（吊り上げ荷重 25 t）をアウトリガーを十分に張り出さず、過負荷防止装置を有効保持しないで使用し、鉄板（重量 1.6 t）を吊り上げ旋回したところ転倒した。
H24.8.	浄化センター工事現場で、移動式クレーン（吊り上げ荷重 65 t）を過負荷防止装置を有効保持しないで使用して、ジブが許容する傾斜角の範囲を超えて浄化槽の蓋（重量 0.15 t）を吊り上げていたところ横転した。
H24.8.	積載型移動式クレーン（吊り上げ荷重 3.5 t）を使用して、資材置き場で資材を運んでいたところ転倒した。
H25.3	学校のプール改築現場で、移動式クレーン（吊り上げ荷重 51 t）を過負荷防止装置を有効保持しないで使用し、ジブが許容する傾斜角の範囲を超えていたため、砂袋（重量 0.8 t）を屋上プールに卸していたところ前方に転倒した。
H25.3	建物の解体現場で、移動式クレーン（吊り上げ荷重 100 t）を後方に移動させたところ、地面が陥没しクレーンが傾きジブが折損した。

要請書を手交する様子



(写真右) 一般社団法人 日本クレーン協会沖縄県支部長

(写真左) 川口 沖縄労働局長

沖労発基第 0417001 号

平成 25 年 4 月 17 日

一般社団法人 日本クレーン協会
沖縄県支部長 平良 政治 殿

沖 縄 労 働 局 長

クレーンの安全な使用の徹底について（緊急要請）

貴職におかれましては、日頃より労働災害防止対策をはじめ労働行政に御理解御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先月下旬、クレーンが転倒する事故が 2 件相次いで発生しました。幸いにも人的な被害はありませんでしたが、一歩間違えれば、深刻な被害になっていたところ
です。

これらの事故は、過負荷防止装置の有効保持が行われていなかったことや作業計画が十分でなかったことなどクレーンを安全に使用するための基本的事項が行われて
いなかったことによるものです。

クレーンが転倒する等の事故は、作業している方だけでなく、近隣の住民の方など
第三者を巻きこんだ甚大な災害にもなりかねないものです。

当局におきましては、同種災害の防止に取り組んでまいりますので、貴職におかれ
ましては、会員事業場等関係者の方々に対し改めて下記の事項の遵守を喚起いただき、
クレーンの安全な使用を徹底されますよう要請いたします。

記

1 安全確保に対するトップの明確な姿勢を現場に浸透させること

工期やコスト削減などによって現場の安全管理が形骸化したり、おろそかになる
ことがないように、安全確保に対するトップの明確な姿勢を現場に改めて浸透さ
せること。

2 安全な作業計画を策定すること

作業を行うに当たっては、あらかじめ現場の状況を把握し、使用するクレーンの能力、荷の重量、作業半径・位置を考慮した作業計画を定め関係者に周知すること

3 過負荷防止装置の有効保持を確実にすること

過負荷防止装置の自動停止機構を解除してクレーン作業を行わないこと。また、運転者が過負荷防止装置の自動停止機構を解除しないよう、事業者又は元請がキーの管理を行うこと。

4 労働者に対し安全教育を実施すること

作業計画の遵守、合図の徹底など労働者に対する安全教育を実施すること。

(参考)

1 クレーンの転倒事故

(件)

H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年 (1~3月)
2	1	7	3	0	3	2

2 平成24年以降のクレーンの転倒事故の概要

発生年月	事故の概要
H24.4.	仮設校舎解体現場で、移動式クレーン（吊り上げ荷重 25 t）をアウトリガーを十分に張り出さず、過負荷防止装置を有効保持しないで使用し、鉄板（重量 1.6 t）を吊り上げ旋回したところ転倒した。
H24.8.	浄化センター工事現場で、移動式クレーン（吊り上げ荷重 65 t）を過負荷防止装置を有効保持しないで使用して、ジブが許容する傾斜角の範囲を超えて浄化槽の蓋（重量 0.15 t）を吊り上げていたところ横転した。
H24.8.	積載型移動式クレーン（吊り上げ荷重 3.5 t）を使用して、資材置き場で資材を運んでいたところ転倒した。
H25.3	学校のプール改築現場で、移動式クレーン（吊り上げ荷重 51 t）を過負荷防止装置を有効保持しないで使用し、ジブが許容する傾斜角の範囲を超えていたため、砂袋（重量 0.8 t）を屋上プールに卸していたところ前方に転倒した。
H25.3	建物の解体現場で、移動式クレーン（吊り上げ荷重 100 t）を後方に移動させたところ、地面が陥没しクレーンが傾きジブが折損した。

建設業労働災害防止協会沖縄県支部

支 部 長 大 城 元 臣 殿

沖 縄 労 働 局 長

クレーンの安全な使用の徹底について（緊急要請）

貴職におかれましては、日頃より労働災害防止対策をはじめ労働行政に御理解御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先月下旬、クレーンが転倒する事故が 2 件相次いで発生しました。幸いにも人的な被害はありませんでしたが、一歩間違えれば、深刻な被害になっていたところ
です。

これらの事故は、過負荷防止装置の有効保持が行われていなかったことや作業計画が十分でなかったことなどクレーンを安全に使用するための基本的事項が行われて
いなかったことによるものです。

クレーンが転倒する等の事故は、作業している方だけでなく、近隣の住民の方など
第三者を巻きこんだ甚大な災害にもなりかねないものです。

当局におきましては、同種災害の防止に取り組んでまいりますので、貴職におかれ
ましては、会員事業場等関係者に対し改めて下記の事項の遵守を喚起いただき、建設
現場におけるクレーンの安全な使用を徹底されますよう要請いたします。

記

1 安全確保に対するトップの明確な姿勢を現場に浸透させること

工期やコスト削減などによって現場の安全管理が形骸化したり、おろそかになる
ことがないように、安全確保に対するトップの明確な姿勢を現場に改めて浸透さ
せること。

2 安全な作業計画を策定すること

作業を行うに当たっては、あらかじめ現場の状況を把握し、使用するクレーンの能力、荷の重量、作業半径・位置を考慮した作業計画を定め関係者に周知すること

3 過負荷防止装置の有効保持を確実に行うこと

過負荷防止装置の自動停止機構を解除してクレーン作業を行わないこと。また、運転者が過負荷防止装置の自動停止機構を解除しないよう、事業者又は元請がキーの管理を行うこと。

4 労働者に対し安全教育を実施すること

作業計画の遵守、合図の徹底など労働者に対する安全教育を実施すること。

(参考)

1 クレーンの転倒事故

(件)

H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年 (1~3月)
2	1	7	3	0	3	2

2 平成24年以降のクレーンの転倒事故の概要

発生年月	事故の概要
H24.4.	仮設校舎解体現場で、移動式クレーン（吊り上げ荷重 25 t）をアウトリガーを十分に張り出さず、過負荷防止装置を有効保持しないで使用し、鉄板（重量 1.6 t）を吊り上げ旋回したところ転倒した。
H24.8.	浄化センター工事現場で、移動式クレーン（吊り上げ荷重 65 t）を過負荷防止装置を有効保持しないで使用して、ジブが許容する傾斜角の範囲を超えて浄化槽の蓋（重量 0.15 t）を吊り上げていたところ横転した。
H24.8.	積載型移動式クレーン（吊り上げ荷重 3.5 t）を使用して、資材置き場で資材を運んでいたところ転倒した。
H25.3	学校のプール改築現場で、移動式クレーン（吊り上げ荷重 51 t）を過負荷防止装置を有効保持しないで使用し、ジブが許容する傾斜角の範囲を超えていたため、砂袋（重量 0.8 t）を屋上プールに卸していたところ前方に転倒した。
H25.3	建物の解体現場で、移動式クレーン（吊り上げ荷重 100 t）を後方に移動させたところ、地面が陥没しクレーンが傾きジブが折損した。

沖縄県知事

(土木建築部長) 殿

沖 縄 労 働 局 長

クレーンの安全な使用の徹底について (緊急要請)

貴職におかれましては、日頃より労働行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先月下旬、クレーンが転倒する事故が 2 件相次いで発生しました。幸いにも人的な被害はありませんでしたが、一步間違えれば、深刻な被害になっていたところ
です。

これらの事故は、過負荷防止装置の有効保持が行われていなかったことや作業計画が十分でなかったことなどクレーンを安全に使用するための基本的事項が行われて
いなかったことによるものです。

クレーンが転倒する等の事故は、作業している方だけでなく、近隣の住民の方など
第三者を巻きこんだ甚大な災害にもなりかねないものです。

当局におきましては、同種災害の防止に取り組んでまいりますので、貴職におかれ
ましても、受注者に対し下記の事項の遵守を喚起いただくなど、工事におけるクレー
ンの安全な使用が徹底されるよう発注者としての特段のご配慮をお願いいたします。

なお、当職から一般社団法人 日本クレーン協会沖縄県支部長及び建設業労働災害
防止協会沖縄県支部長に対し別添のとおり要請していますことを申し添えます。

記

1 安全確保に対するトップの明確な姿勢を現場に浸透させること

工期やコスト削減などによって現場の安全管理が形骸化したり、おろそかにな
ることがないように、安全確保に対するトップの明確な姿勢を現場に改めて浸透さ

せること。

2 安全な作業計画を策定すること

作業を行うに当たっては、あらかじめ現場の状況を把握し、使用するクレーンの能力、荷の重量、作業半径・位置を考慮した作業計画を定め関係者に周知すること

3 過負荷防止装置の有効保持を確実に行うこと

過負荷防止装置の自動停止機構を解除してクレーン作業を行わないこと。また、運転者が過負荷防止装置の自動停止機構を解除しないよう、事業者又は元請がキーの管理を行うこと。

4 労働者に対し安全教育を実施すること

作業計画の遵守、合図の徹底など労働者に対する安全教育を実施すること。

内閣府沖縄総合事務局長
(開発建設部長)

殿

沖 縄 労 働 局 長

クレーンの安全な使用の徹底について (緊急要請)

貴職におかれましては、日頃より労働行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先月下旬、クレーンが転倒する事故が 2 件相次いで発生しました。幸いにも人的な被害はありませんでしたが、一步間違えれば、深刻な被害になっていたところ
です。

これらの事故は、過負荷防止装置の有効保持が行われていなかったことや作業計画が十分でなかったことなどクレーンを安全に使用するための基本的事項が行われて
いなかったことによるものです。

クレーンが転倒する等の事故は、作業している方だけでなく、近隣の住民の方など
第三者を巻きこんだ甚大な災害にもなりかねないものです。

当局におきましては、同種災害の防止に取り組んでまいりますので、貴職におかれ
ましても、受注者に対し下記の事項の遵守を喚起いただくなど、工事におけるクレー
ンの安全な使用が徹底されるよう発注者としての特段のご配慮をお願いいたします。

なお、当職から一般社団法人 日本クレーン協会沖縄県支部長及び建設業労働災害
防止協会沖縄県支部長に対し別添のとおり要請していますことを申し添えます。

記

1 安全確保に対するトップの明確な姿勢を現場に浸透させること

工期やコスト削減などによって現場の安全管理が形骸化したり、おろそかにな
ることがないように、安全確保に対するトップの明確な姿勢を現場に改めて浸透さ

せること。

2 安全な作業計画を策定すること

作業を行うに当たっては、あらかじめ現場の状況を把握し、使用するクレーンの能力、荷の重量、作業半径・位置を考慮した作業計画を定め関係者に周知すること

3 過負荷防止装置の有効保持を確実に行うこと

過負荷防止装置の自動停止機構を解除してクレーン作業を行わないこと。また、運転者が過負荷防止装置の自動停止機構を解除しないよう、事業者又は元請がキーの管理を行うこと。

4 労働者に対し安全教育を実施すること

作業計画の遵守、合図の徹底など労働者に対する安全教育を実施すること。